

平成 22 年

(2010年)

# 大阪の工業

(工業統計調査結果表)

CENSUS OF MANUFACTURES

大阪府

OSAKA PREFECTURAL GOVERNMENT

# ま え が き

工業統計調査は、我が国の工業の実態を明らかにするため、経済産業省所管のもとに、統計法に基づく基幹統計として、毎年12月31日現在で実施しています。

平成22年調査は、従業者数が1人～3人の事業所を除いて実施されているため、ここに公表する結果表は大阪府内の従業者4人以上の製造事業所に関する産業別、従業者規模別、地域別、市町村別の状況を集計したものです。

この集計結果を各種行政施策や企業経営の基礎資料として、また、各方面における研究資料として幅広くご活用いただければ幸いです。

この調査の実施に当たり、多大なご協力をいただきました事業所をはじめ、調査員、指導員並びに市区町村の皆様方に厚くお礼を申し上げますとともに、今後とも一層のご協力をお願いいたします。

平成24年3月

大阪府総務部統計課長

# 目 次

調査の概要	-----	1
利用上の注意	-----	2
<b>結果の概要(従業者4人以上)</b>		
1. 概 要	-----	7
2. 事業所数	-----	10
3. 従業者数	-----	12
4. 製造品出荷額等	-----	14
5. 付加価値額(従業者30人以上)	-----	17
6. 現金給与総額	-----	18
7. 原材料使用額等	-----	19
8. 生産額及び在庫額(従業者30人以上)	-----	20
9. 年間投資総額〔有形固定資産〕(従業者30人以上)	-----	21
10. 工業用地及び工業用水(従業者30人以上)	-----	22
11. リース契約額及びリース支払額(従業者30人以上)	-----	24
[参考] 府内地域分割図(市町村別製造品出荷額等)	-----	26
<b>付 表</b>		
第1表 年次別統計表	-----	7
第2表 主要都道府県別統計表	-----	9
第3表 産業別統計表	-----	27
第4表 従業者規模別統計表	-----	29
第5表 産業別(従業者規模別)統計表	-----	29
第6-1,-2表 従業者規模別・産業別統計表	-----	31
第7-1表 敷地面積規模別統計表	-----	33
第7-2表 建築面積規模別統計表	-----	33
第7-3表 延べ建築面積規模別統計表	-----	33
第8表 産業小分類別統計表	-----	34
第9表 従業者規模別・産業別統計表(1事業所当たり、1人当たり)	-----	37
第10表 主要都道府県別・産業別統計表	-----	38
第11表 地域別統計表	-----	39
第12表 堺・泉北臨海工業地帯統計表	-----	49
第13-1,-2表 市町村別総括統計表	-----	51
第14-1,-2表 地域別・市町村別統計表	-----	55
第15-1,-2,-3表 大阪市区別統計表	-----	57
第15-4,-5,-6表 堺市区別統計表	-----	61
第16表 産業別その他収入統計表	-----	63
<b>累年統計表</b> (大阪府、産業別、従業者3規模層別、従業者規模別、地域別)	-----	64
<b>統 計 表</b>		
産業別統計表(4人以上、30人以上)	-----	1
地域別統計表(4人以上、30人以上)	-----	91
市町村別統計表(4人以上、30人以上)	-----	109
資本金階層別統計表(4人以上、30人以上)	-----	197
品目別統計表(4人以上)	-----	217
<b>調査票様式</b> (甲票、乙票)	-----	233



# 調査の概要

## 1. 調査の目的

工業の実態を明らかにすることを目的としている。

## 2. 調査の根拠

統計法（平成 19 年法律第 53 号）に基づく基幹統計として、工業統計調査規則（昭和 26 年通商産業省令第 81 号）によって実施されている。

## 3. 調査の実施者

経済産業省

## 4. 調査の期日及び期間

平成 22 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までの期間について、同年 12 月 31 日現在で実施した。

## 5. 調査の範囲

日本標準産業分類（平成 19 年総務省告示第 618 号）に掲げる大分類 E - 製造業に属する事業所（国に属する事業所、製造加工を行っていない本社等及び従業者 3 人以下の事業所を除く）である。

## 6. 調査の方法

従業者 30 人以上の事業所については「工業調査票甲」、従業者 29 人以下の事業所については「工業調査票乙」を用い、自計申告により調査したものである。

## 7. 調査の項目

巻末調査票様式のとおり

## 8. 調査の系統

- (1) 調査員調査 経済産業省 — 大阪府 — 市町村 — 指導員 — 調査員 — 事業所
- (2) 本社一括調査 経済産業省 — 企業（経済産業省が指定する企業）
- (3) 国直轄事業所調査 経済産業省 — 事業所（前年、従業者数 200 人以上の事業所）